

共済だより

令和7年1月号

No.300



菅沼合掌造り集落（南砺市）

おもな内容

- 理事長年頭のごあいさつ…………… 1
- 組合会議員・役員選挙の結果…………… 2
- 医療費助成を受けている場合は、共済組合へお知らせください… 2
- 令和6年12月2日以降の医療機関等受診について…………… 3
- 保養所グリーンビュー立山の第2期委託期間（R7～9）の新たな収支改善策… 4
- 家でダラダラ飲みはやせない…………… 5
- 第三者行為にあったとき…………… 6
- 被扶養者資格確認調査を終えて…………… 7
- 健康づくりセミナーを開催しました…………… 7
- メンタルヘルスセミナーを開催しました…………… 7
- ライフプランセミナーを開催しました…………… 7
- メンタルヘルスカウンセリング…………… 8
- 退職を予定されている組合員の皆様へ…………… 8～9
- 富山県市町村職員年金者連盟のご紹介…………… 10
- 共済貯金の払戻日予定表…………… 10

* 保養所 グリーンビュー立山「冬春限定 特別クーポン券」

「平日割引加算クーポン券」は、裏表紙に掲載されております。

「冬春限定 特別クーポン券ランチ&温泉用」は、折込みチラシに掲載されております。

題字は理事長 角田 悠紀

富山県市町村職員共済組合

ホームページ <https://www.toyama-ctvkyo.or.jp>

年頭のごあいさつ

理事長 角田 悠紀



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

組合員とご家族の皆様には、令和7年の新春を健やかに迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年12月の任期満了に伴う役員改選におきまして、引き続き理事長にご推挙いただき、その重責を担うことになりました。今回の改選により同じく選出されました役員、議員の皆様方とともに、組合員とご家族の福利厚生、生活の安定に力を尽くしてまいりますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、近年、少子高齢化が一層進展し、組合員を取り巻く環境が大きく変化する中、本組合においても、医療・年金・介護制度の安定的な運営を確保するため、様々な取組みを進めております。

特に、「短期給付事業」において、短期組合員の加入や高額医療、高齢者医療負担の増加等に伴う財源不足が懸念され、財源率（掛金・負担金）の計画的な引き上げに取り組んでおりますが、本年4月には育児休業支援手当金等が創設され、令和8年度からその費用を医療保険料と合わせて負担することとなります。今後、ジェネリック医薬品の使用促進や実施率が低い保健指導の徹底など、組合員とご家族の皆様方のご理解、ご協力を得て、医療費の適正化を進めることが一層重要になっております。

また、「長期給付事業」についても、国においてライフスタイルの多様化等を踏まえ幅広い検討が行われております。本組合としても昨年の財政検証の内容等を広報するほか、年金相談や「ねんきん定期便」等による年金情報の提供を通じて、年金受給者や組合員の皆様の年金制度への理解が深まるよう取り組んでまいります。

このほか、保養所「グリーンビュー立山」の経営改善について、本年4月からの第2期運営委託に向けて、本組合の業務運営研究部会（宿泊部会）から新たな改善収支計画に対する答申をいただきました。この答申に沿って、より多くの組合員や年金受給者、ご家族の皆様方が心身共にリフレッシュしていただけるよう、各種サービスのブラッシュアップやその魅力を広く知っていただく取組みを進めてまいりますので、更なるご愛顧をお願い申し上げます。

なお、従来の組合員証等について、本年12月1日までは経過措置期間として使用できるものの、昨年12月以降、新たな発行がない、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行しました。このため、マイナンバーカードに「マイナ保険証」の利用登録を行った方には「マイナ保険証」での受診を、マイナンバーカードに「マイナ保険証」の利用登録を行っていない方には利用登録をお勧めしております。また、新たに組合員となる方等で「マイナ保険証」の利用登録がない方への「資格確認書」の交付等も含めて、医療機関等への円滑な受診が図られるように引き続き努めてまいります。

皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます、新年のご挨拶といたします。

迎春

理事長	角田 悠紀
理事	笹原 靖直
<small>(理事長職務代理者)</small>	
理事	田中 幹夫
理事	朝倉 健太郎
理事	北嶋 真人
理事	金尾 元樹
監事	桜井 森夫
監事	川田 省吾

議員	武隈 義一
議員	村椿 晃寛
議員	菊地 正修
議員	夏野 春人
議員	笹島 孝行
議員	中山 耕太郎
議員	酒岡 幹晴
議員	岩城 幸太郎

議員	竹口 恵介
議員	岡村 光晶
議員	宮田 大史
学識経験監事	畑進雄
事務局長	廣島 義雄
	ほか職員一同

角田高岡市長が理事長に再選 ～ 新組合会議員・新役員決まる ～

任期満了に伴う本組合の組合会議員選挙が昨年11月22日に行われました。市町村長である議員の選挙は市町村会館で、市町村長以外の議員の選挙は富山市と高岡市の2会場において行われ、それぞれ10名ずつが選出されました。

また、12月5日に役員選挙が行われ、新たな役員が選出されました。今回選出されました役員、議員及び学識経験監事の皆様は、次のとおりです。なお、役員及び議員の任期は、令和8年11月30日までとなります。



 理事長 角田 悠紀 高岡市長	 理事 (理事長職務代理者) 笹原 靖直 朝日町長	 理事 田中 幹夫 南砺市長
 理事 朝倉 健太郎 高岡市	 理事 北嶋 真人 富山市	 理事 金尾 元樹 立山町
 監事 桜井 森夫 小矢部市長	 監事 川田 省吾 砺波市	 議員 武隈 義一 黒部市長
 議員 村椿 晃 魚津市長	 議員 菊地 正寛 氷見市長	 議員 夏野 修 砺波市長
 議員 笹島 春人 入善町長	 議員 中川 行孝 上市町長	 議員 山岡 耕太郎 魚津市
 議員 酒井 幹晴 滑川市	 議員 岩城 幸太郎 上市町	 議員 竹口 恵介 射水市
 議員 岡村 光晶 小矢部市	 議員 宮田 大史 南砺市	 学識経験監事 畑 進 元砺波市

医療費助成を受けている場合は、共済組合へお知らせください

〈報告が必要な医療費助成〉 ①重度心身障害者等医療費助成 ②ひとり親家庭等医療費助成
③不妊治療費助成(保険適用分)

医療費助成を受けている場合、自己負担分(3割分等)は、全額または一部が地方公共団体等から助成されますので、共済組合からの附加給付等の対象になりません。

重複給付を避けるため、該当される方は、所属所担当課を通じて、共済組合へお知らせください。

令和6年12月2日以降の医療機関等受診について

令和6年12月1日をもって、医療機関受診の際に健康保険証として提示していた「組合員証」や「被扶養者証」の発行は終了しました。令和6年12月2日以降は以下の方法で受診してください。

【ケース1】現在組合員・被扶養者の方（組合員証等の有効期限が令和7年12月1日より前の方を除く）

お手元の組合員証等は、経過措置期間（令和7年12月1日まで1年間）使用できます。

【ケース2】現在組合員・被扶養者の方（組合員証等の有効期限が令和7年12月1日より前の方）

お手元の組合員証等は、有効期限（令和7年12月1日前）まで使用できます。

（注）令和6年12月2日以降、現行の組合員証等の新規発行はなく、「マイナ保険証」（マイナンバーカードの健康保険証利用）を基本とする仕組みに移行するため、次の対応をお勧めします。

●マイナンバーカードに「マイナ保険証」の利用登録を行った方

●マイナンバーカードに「マイナ保険証」の利用登録を行っていない方

「マイナ保険証」での受診をお勧めします。

「マイナ保険証」の利用登録をお勧めします。

（参考1）「マイナ保険証」の利用について

- ①「マイナ保険証」を利用することにより、次のメリットがあります。
 - 過去のお薬、診療データに基づく、より良い医療が受けられる
 - 突然の手術、入院でも高額支払いが不要になる など
- ②「マイナ保険証」の利用登録はマイナポータル、医療機関・薬局の受付等で行えます。

（参考2）「マイナ保険証」の利用登録が行われない場合

【ケース1】【ケース2】共に、お手元の組合員証等の使用可能な期間が終了する前に「資格確認書」が交付されます。

【ケース3】令和6年12月2日以降に組合員・被扶養者となられる方

組合員証等は発行せず、個人番号でオンライン資格確認システムに加入者情報を登録します。

●マイナンバーカードに「マイナ保険証」の利用登録を行った方

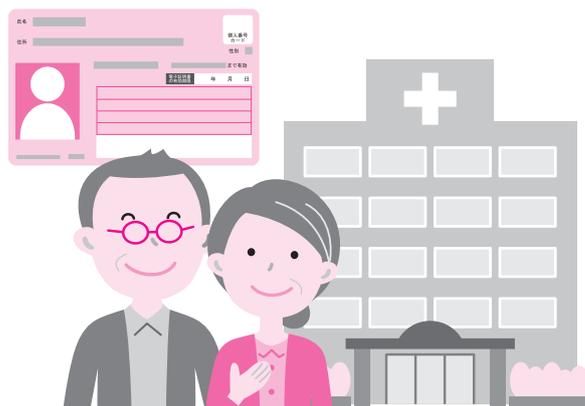
●マイナンバーカードに「マイナ保険証」の利用登録を行っていない方

オンライン資格確認システムに加入者情報登録後、「資格情報通知書」を交付します。
→「マイナ保険証」で受診してください。

オンライン資格確認システムに加入者情報登録後、「資格確認書」を交付します。
→「資格確認書」で受診してください。

（参考）「マイナ保険証」利用登録の解除について

- ①「マイナ保険証」の利用登録の解除を希望される方は、各所属所の共済組合事務担当課に「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」がありますので、この申請書を共済組合にご提出ください。
- ②「マイナ保険証」の利用登録を解除した後の医療機関等の受診は、マイナンバーカードに「マイナ保険証」の利用登録を行っていない方と同様の取扱いになります。



保養所グリーンビュー立山の第2期委託期間 (R7~9) の新たな収支改善策

令和7年度からの第2期運営委託に向け、本組合「宿泊部会」において、委託事業者の提案（新たな改善収支計画）が審査され、適正である旨の答申が行われました。

提案内容	具体案の例
●グリーンビュー立山の強み（食事、入浴サービス）のブラッシュアップ	●人気の温泉大浴場に畳敷きを導入 ●宿泊企画プランの各コースをより選び易い名称に変更、工夫
●県内、海外を含む旅行会社と連携した利用促進策の推進	●観光重視の旅行会社向けプランの造成
●客室利用人数や混雑期間を反映したきめ細かな宿泊料金体系への変更	●設置経営規則別表（基本宿泊料）の改定（1室利用人数区分細分化、一般利用特別料金を紅葉期にも）
●夫婦利用等個人客の人気の高い客室ベッド化を促進 ●机、イス利用が定着した宴会場を個人客も利用し易い和風食事処に改修	●3階2室ベッド化で同階全てベッドとし布団敷労務も軽減 ●畳、襖撤去、フロア、ドア改修でバイキング・バリアフリー化
●フロント業務の工夫による事務負担の軽減 ●省エネ効果の高い機器、設備への転換運用の工夫	●オールインクルーシブを活用したチェックイン料金精算促進 ●繁忙期のキャンセル抑制を図るため OTA 事前決裁推進 ●HP 業務を委託事業者へ外部移管 ●観光案内等をロビー掲示し、チェックイン時の説明を簡略化 ●LED 化で電気料金を抑制、中央監視による設備運用の改善

令和6年度答申第1号

答 申 書

本部会は、令和6年6月10日付け令和6年度諮問第1号により諮問のあった、第1期運営委託の評価（運営実績の審査）及び第2期運営委託の対応（新たな改善収支計画の審査）について、業務運営研究部会設置要綱第2の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

1 第1期運営委託の評価（運営実績の審査）について

(1) 中間評価における指摘事項への対応

新型コロナが長期化する中、本部会の指摘を踏まえ、丁寧に事業計画を見直し、きめ細かく経営改善に取り組むことにより、当期収支を着実に回復させている。

(2) 中間評価後に生じた経営課題への対応

新型コロナ以降に急進したインフレによるコスト増高や団体から個人客への利用のシフトに迅速に対応し、経営改善が停滞しないよう取り組んでいる。

(3) 第1期における経営改善効果の評価

(1)、(2)の対応により、最終年度(6年度)には、宿泊利用人数が委託前を上回り、当期収支が流動資産の増を見通せる水準に達すると見込まれ、第2期に向けて、現在の運営委託による取組みを継続することにより、更なる経営改善の進捗が期待される。

2 第2期運営委託の対応（新たな改善収支計画の審査）

委託事業者から新たに提案された収支改善策や収支改善の見直し、委託料の見直しについては、いずれも適当なものと考えられる。今後、次の点に留意し、収支改善策の具体化等必要な準備を進められたい。

(1) 施設設備改修等の費用は、第1期と同じく福祉経理に属する他経理からの財源繰入れで対応し、繰入額は、必要経費を精査し前期より圧縮すること。

(2) 宿泊施設の運営ノウハウが豊富な委託事業者の協力を得て、感染症の再流行や災害発生等のリスクに備える事業継続計画(BCP)の策定に取り組むこと。

(3) 今後も経営環境の変化や施設の老朽化が進展することから、委託期間を延長する際は、改めて当該期間の改善収支計画の提案を受け、本部会で審査を行うこと。

令和6年7月17日

富山県市町村職員共済組合 理事長 角田 悠紀 様

業務運営研究部会 宿泊部会 会長 田中 幹夫

気楽にお酒を楽しめるからこそ太る危険がいっぱい

お酒による“酔い”はアルコールによる“脳のマヒ”によるもので、理性の働きが弱まります。それに加え、家でダラダラ飲みをしているときは気がゆるむため、お店で飲むよりも飲む量や食べる量のセーブがむずかしくなります。

また、家飲みするときは好きなものだけを食えることが多く、栄養バランスが偏りがち。さらに、ダラダラ飲みをしたあとはすぐに寝ることができるため、飲み食いしたエネルギーがそのまま体脂肪になりやすくなります。

家でお酒を飲むときはダラダラ飲みにならないように、あらかじめ量や内容を決めて飲みましょう。



Change! 「一酒三菜飲み」がおすすめ

「一酒三菜飲み」はお酒1杯(1本)と主菜1品、副菜2品を楽しむ飲み方。適量のお酒と、アルコールの代謝に必要なたんぱく質やビタミン・ミネラルをとることができます。なお、お酒を飲むと食べ物よりアルコールの代謝が優先されるため、脂肪になりやすい脂質や糖質は控えめにしましょう。

一酒 お酒の適量の目安は1日に純アルコールで20g。これを一酒の目安にする。	<ul style="list-style-type: none"> ●ビール(5%):ロング缶1本(500mL) ●焼酎(25%):ロック1杯(100mL) ●チューハイ(7%):缶1本(350mL) <small>*出典:e-ヘルスネット(厚生労働省)</small>			
三菜	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 主菜 たんぱく質が多い肉や魚介、卵、大豆製品の料理。肉類は脂身の少ないものにする。 ●脂身の少ない焼き鳥 ●刺身やさば缶 ●だし巻き卵 ●枝豆や納豆 </td> <td style="vertical-align: top;"> 副菜① ビタミンやミネラルが豊富な野菜の料理。色の濃い野菜を積極的にとる。 ●ほうれん草のおひたし ●冷やしトマト ●野菜スティック </td> <td style="vertical-align: top;"> 副菜② 食物繊維が豊富な海藻やきのこ類の料理。アルコールの吸収などを穏やかにする。 ●海藻サラダ ●ひじきの煮物 ●きのこソテー </td> </tr> </table>	主菜 たんぱく質が多い肉や魚介、卵、大豆製品の料理。肉類は脂身の少ないものにする。 ●脂身の少ない焼き鳥 ●刺身やさば缶 ●だし巻き卵 ●枝豆や納豆	副菜① ビタミンやミネラルが豊富な野菜の料理。色の濃い野菜を積極的にとる。 ●ほうれん草のおひたし ●冷やしトマト ●野菜スティック	副菜② 食物繊維が豊富な海藻やきのこ類の料理。アルコールの吸収などを穏やかにする。 ●海藻サラダ ●ひじきの煮物 ●きのこソテー
主菜 たんぱく質が多い肉や魚介、卵、大豆製品の料理。肉類は脂身の少ないものにする。 ●脂身の少ない焼き鳥 ●刺身やさば缶 ●だし巻き卵 ●枝豆や納豆	副菜① ビタミンやミネラルが豊富な野菜の料理。色の濃い野菜を積極的にとる。 ●ほうれん草のおひたし ●冷やしトマト ●野菜スティック	副菜② 食物繊維が豊富な海藻やきのこ類の料理。アルコールの吸収などを穏やかにする。 ●海藻サラダ ●ひじきの煮物 ●きのこソテー		

鍋ものなら主菜と副菜が一度にとれる



家でお酒を飲むと時間を気にしなくていいため、ついダラダラと飲んでしまいがち。しかし、それでは飲み食いもセーブしにくく、体脂肪もつきやすくなります。日々の家飲みこそ健康的な飲み方をしましょう。

「家でダラダラ飲み」はやせない

監修・管理栄養士 徳田泰子

\\ 第三者行為にあったとき //

問題

次のうち、組合員証等（マイナ保険証）を使って受診したときに、共済組合に届け出が必要な場合はどれでしょう？



1 建物等の設備の欠陥や他人の落下物によりけがをしたとき

2 自動車や自転車と衝突してけがをしたとき

3 運動中に他人の不意でけがをしたとき

4 不当な暴力行為でけがをしたとき

5 他人のペットに噛まれてけがをしたとき

6 飲食店などで食中毒にあったとき

答えは
全部!

交通事故など、第三者(他人)の行為が原因で病気やけがをしたときは、組合員証等(マイナ保険証)を使って治療を受けることができますが、必ず共済組合への届け出が必要です。共済組合は加害者が支払うべき医療費を一時的に立て替えるだけで、負担した医療費は後で加害者に請求します。

第三者行為にあったときは…

1. 警察に連絡し、加害者を確認

できるだけ冷静になって、どんな小さな事故でも、必ず警察に連絡しましょう。加害者の氏名・住所・連絡先などを運転免許証などで確認してください。

2. 医療機関を受診

目立った外傷がなくても、脳や骨などに損傷を受けている場合があります。早めに医療機関を受診し、診断書・領収書ももらいましょう。

3. 共済組合に連絡

組合員証等(マイナ保険証)を使った場合は、共済組合に必ず連絡してください。「第三者行為による傷病届」「交通事故証明書」などを提出していただけます。

示談にご注意!

加害者との話し合いで示談をしてしまうと、共済組合から加害者に請求すべき費用を請求できなくなる場合があります。示談をする場合は、事前に共済組合にご連絡ください。

ご注意ください

健康保険が使えません

公務中や通勤時にけがをしたときは、公務災害による補償が適用されます。健康保険を使うことはできませんのでご注意ください。

被扶養者資格確認調査を終えて

組合員証等の検認に併せて実施した被扶養者資格調査にご協力をいただきありがとうございました。ほとんどの被扶養者の認定継続に問題がないことを確認させていただきました。しかしながら、およそ20名の被扶養者について、取消事由の生じた時点に遡り被扶養者認定取消の手続きをいただきました。

<主な取消事由>

- 年金収入と給与収入の合計額が基準を超えたため（有期の個人年金が1年に1度の支給される場合であっても、支給期間中は恒常的収入となりますのでご注意ください。また、障害・遺族給付など非課税であっても被扶養者認定の判断では恒常的な収入として所得とみなされます。なお、毎年4月の年金額の改定により基準額を超えた場合は、当該通知のされる6月1日から取消となります。）
- 雇用契約の変更を伴うパート収入の増加
- 営業所得や不動産所得の増加（営業、不動産収入の必要経費(控除額)の取扱いは所得税法とは取扱いが異なり、必要経費として認めていないものもあります。所得税法上の年間所得が被扶養者認定の年間基準額を下回っている場合でも収入超過とみなされる場合がありますのでご注意ください。）

認定の取扱に関する詳細については、勤務先の共済組合担当課または当組合にお問い合わせください。なお、パート収入や営業所得、不動産所得、年金支給額の増加など、被扶養者認定基準を上回った場合には、被扶養者資格確認調査を待たずに速やかに認定取消の手続きをいただきますようお願いいたします。

遡って被扶養者認定を取消した場合には、その間にかかった医療費の返納をいただくこととなります。また、60歳未満の被扶養配偶者の場合は、国民年金第3号被保険者期間も遡って国民年金第1号被保険者期間となり、保険料の納付が必要になりますのでご注意ください。

健康づくりセミナーを開催しました

このセミナーは、組合員の皆様の健康づくりの意識向上、生活習慣病の予防・改善を目的として開催しています。所属所ごとにテーマを選択し、保健師・健康運動指導士といった講師が所属所を訪問し実施しています。

セミナーへの参加をきっかけに日々の生活を見直し、ご自身やご家族の健康づくりに努めましょう！

テーマ	開催所属所（開催日）
交代勤務者の健康管理	かみいち総合病院(6月12日)
お酒について考える	上市町(7月10日)、魚津市(11月5日)
肩こり・腰痛改善	氷見市(8月21日)、滑川市(8月29日)、南砺市(9月18日)、朝日町(9月27日)
不定愁訴と上手く付き合うには	小矢部市(8月29日)、高岡市(9月3日)、射水市(10月2日)、砺波市(10月11日)



メンタルヘルスセミナーを開催しました

10月22日（火）に富山県市町村会館で開催し、22名の人事担当者や管理職の方々にご参加いただきました。北陸予防医学協会 臨床心理士 池崎 好香 氏から『**管理監督者のためのメンタルヘルス**』についてご講演いただきました。グループワークも行い、若手職員とのコミュニケーション等について理解を深めました。



ライフプランセミナーを開催しました

第1回…10月3日

第2回…10月25日

55歳以上の組合員を対象に、生涯にわたる生活設計を支援することを目的としたライフプランセミナーを富山県市町村会館にて開催し、全2回で48名の方に参加いただきました。

- フレイル予防
…北陸予防医学協会 寺下 佳穂 氏
- ライフプランと資産管理の基礎知識
…野村證券株式会社 鶴田 勝美 氏
- 年金について
…共済組合年金福祉課職員



- 来年度もより充実した内容の各種セミナーを開催したいと考えておりますので、ぜひご参加いただきますようお願いいたします。



健康相談支援事業 ～メンタルヘルスカウンセリング～

面談(オンライン面談も選べます)・電話・Webから選択し、専門カウンセラーによるカウンセリングが受けられます。

◎専用ダイヤル * * * * - * * * - * * * (通話料無料)

専用ダイヤルに電話し、自動音声ガイドに従い、利用したいサービスの番号を選んでください。
(日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/4)はお休みです。)

サービス番号② 面談カウンセリングの予約 予約受付/月～土 10:00～20:00

対面とオンライン合わせて1人年間5回まで無料で面談カウンセリングが受けられます。

サービス番号③ 電話カウンセリング 相談受付/月～土 10:00～22:00

1日1回20分程度が目安で、何度でもご利用いただけます。

サービス番号④ 電話カウンセリングの予約 予約受付/月～土 10:00～18:00

翌日以降の電話カウンセリングをあらかじめ予約できます。



◎Webによるカウンセリングを利用する場合は、

Web相談URL <https://www.mh-c.jp/> (インターネットへの接続料は相談者負担) へアクセスし、ログイン番号 * * * * * を入力してください。受付は24時間、返信は数日を要します。

令和6年度末に退職を予定されている組合員の皆様へ

共済組合の組合員が退職されると、その翌日から組合員(及び被扶養者)の資格は喪失することになります。

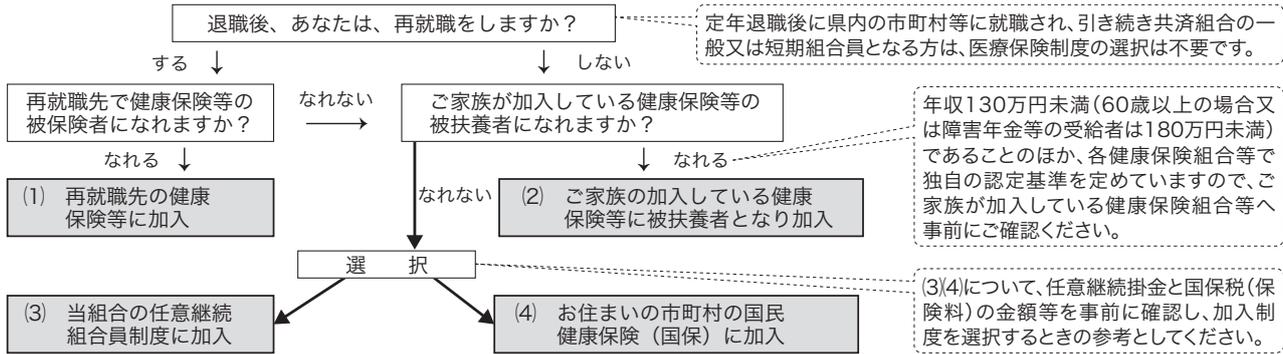
資格喪失に伴い共済組合の医療保険・年金・福祉事業について、次のような手続きが必要となります。いずれの手続きも原則、所属所(勤務先)の共済組合担当課を通じて行うこととなります。

なお、退職後にフルタイム勤務の暫定再任用職員又は一定時間以上の短時間再任用や暫定短時間再任用職員等となる方は、引き続き共済組合の一般又は短期組合員となります。この場合には、次表の「(5) 共済貸付の未償還金を全額償還」のみ、手続きをお願いします。

1 組合員資格を喪失したときの手続き

区 分	提出物(書類)等	対象者	提出先等
医療保険 (1) 組合員証(保険証)等の返却	共済組合から交付されている証 ・組合員証 ・被扶養者証 ・高齢受給者証 ・限度額適用認定証 など	全 員	退職時に勤務先共済組合担当課へ
医療保険 (2) 退職後に加入する医療保険制度を選択	・任意継続組合員資格取得申出書 ・任意継続組合員に係る新規(変更)納入・振替指定口座届出書 ※ 掛金の口座振替を行う銀行で確認印を受け、上半分を共済組合へ下半分は銀行に提出。	任意継続制度加入希望者	退職日から起算して20日以内に勤務先共済組合担当課へ
年金 (短期組合員を除く) (3) 厚生年金等に関する手続き ※年金請求の可否(年金の受給資格要件)は、9頁を参照。	・年金を受ける権利が発生していない方 ※退職時点で、支給開始年齢(62～65歳)未満の方、公的年金制度の加入期間が10年未満の方など。	年金請求できない方	退職時に勤務先共済組合担当課へ
	・年金を受ける権利が発生している方	・退職届書 ※退職後に年金が請求できるようになった方には、誕生月の約3か月前に年金請求等が送付されます。 ・年金待機者等異動報告書 ※退職後、年金を請求されるまでの間に、氏名・住所を変更した場合に提出。	氏名・住所に異動があった方
福祉事業 (4) 共済貯金の解約	・貯金払戻・解約請求書 ※届出印が不明な場合や非課税貯蓄制度をご利用の場合は、別に書類の提出が必要となります。	共済貯金の利用者	3月31日の解約日に間に合うよう勤務先共済組合担当課へ
福祉事業 (5) 共済貸付の未償還金を全額償還	・退職手当からの控除	共済貸付の利用者	退職時までに
	・自己資金で3月中に繰上償還	・提出書類なし ※最寄りの銀行から3月給与と天引き後の残高を、専用の振込用紙で振込み。 ※振込用紙、償還額は勤務先共済組合担当課で必ず確認してください。	共済貸付の利用者

2 退職後の医療保険制度について



3 任意継続組合員制度について

退職後も在職中と同様に共済組合に参加し、短期給付(医療保険)と福祉事業の一部が利用できる制度です。

加入資格	退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方
加入できる期間	退職の日の翌日から最長で2年間(申出により中途脱退も可能です。)
手続き	退職の日を含めて20日以内に、「任意継続組合員資格取得申出書」及び「納入・振替指定口座届出書」を所属所(勤務先)の共済組合担当課を経由して当組合へ提出してください。
任意継続掛金	<p>【計算方法】</p> <p>短期掛金(月額) = 標準報酬月額 × 短期給付の掛金率(令和6年度は、88.22 / 1000)</p> <p>介護掛金(月額) = 標準報酬月額 × 介護保険の掛金率(令和6年度は、17.80 / 1000)</p> <p>* 介護掛金は、40歳以上65歳未満の方が対象となります。</p> <p>標準報酬月額は、次の①または②を比較し、どちらか少ない額となります。</p> <p>① 退職した月の短期給付掛金の対象となった標準報酬月額</p> <p>② 共済組合定款で定める標準報酬月額(380,000円)</p> <p>(定年年齢が65歳に移行後は①の方法のみとなります。)</p> <p>(注) 令和7年度の掛金率は、現在算定中のため変更する場合があります。</p>
掛金の納付方法	前納制で、毎月19日に指定された銀行からの口座振替となります。ただし、初回だけは、4月分と5月分の2か月分が引き落とされます。

4 老齢厚生年金の受給資格要件について

老齢厚生年金を請求できる権利は、原則65歳から発生しますが、従来60歳から年金が支給されていたことから、当分の間、経過措置として65歳未満であっても「特別支給の老齢厚生年金」の権利が発生します。

(1) 受給資格

特別支給の老齢厚生年金の受給資格は、次の①から③までのすべての要件に該当したときです。

- ① 60歳以上65歳未満であること
- ② 1年以上の被保険者期間(公務員である被保険者期間と民間の被保険者期間を合算した期間)を有すること
- ③ 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が10年以上であること

(2) 支給開始年齢の引き上げ

一般組合員のうち、昭和28年4月2日以降に生まれた方については、【表1】のとおり、支給開始年齢が引き上げられ、昭和36年4月2日以降に生まれた方は、特別支給の老齢厚生年金は発生しません。

また、特定消防組合員の支給開始年齢は、【表2】のとおりとなります。

なお、民間企業期間の特別支給の老齢厚生年金は、女性の場合は【表1】から5年遅れで支給開始年齢が引き上げられることとなっています。しかし、公務員期間の特別支給の老齢厚生年金は、女性であっても男性と同様の支給開始年齢となっています。

【表1】一般組合員

生年月日	支給開始年齢
S 32. 4. 2 ~ S 34. 4. 1	63歳
S 34. 4. 2 ~ S 36. 4. 1	64歳
S 36. 4. 2以後	65歳

【表2】特定消防組合員

生年月日	支給開始年齢
S 38. 4. 2 ~ S 40. 4. 1	63歳
S 40. 4. 2 ~ S 42. 4. 1	64歳
S 42. 4. 2以後	65歳

富山県市町村職員年金者連盟のご紹介

年金者連盟とは

市町村職員年金受給者の生活の安定と福祉の向上に資するとともに、各市町村の年金者連盟を活動の基礎として、会員相互の親睦と融和を図り、その豊富な経験を活用して地域の振興と福祉の増進に寄与することを目的に、昭和40年に結成された団体です。

全国市町村職員年金者連盟や各都道府県年金者連盟と連携し、全国約30万人の仲間と年金制度の発展、充実に向け改善運動に取り組んでいます。



実施事業と会費

現在約4,300人の方が加入され、会員相互の親睦と融和、健康の保持増進を図るため、下記事業に参加されています。準会員の方も募集事業や研修会に参加できます。

会費は、各自の年金額に応じた年会費を年金より控除しております。

区 分	事 業	内 容
募集事業（会員・準会員）	ゴルフ大会	年1回実施（富山県内ゴルフ場）
	パークゴルフ大会	年1回実施（下村パークゴルフ場）
	囲碁大会	年1回実施（グリーンビュー立山）
	麻雀大会	年1回実施（グリーンビュー立山）
助成金	グリーンビュー立山宿泊助成	1人1泊 1,500円
	他県契約施設宿泊助成	1人1泊 1,500円
		(注) 宿泊助成は、会員とその配偶者が対象です。
慶 弔	長 寿 祝	対象者に記念品を贈呈
	弔 慰 金	10,000円（対象：会員の遺族）
研 修 会（会員・準会員）	女性会員教養講座	年1回実施（グリーンビュー立山）
そ の 他	機関紙等の発行	年1回「連盟だより」を送付
	国会陳情	年1回県出身の国会議員に改善要望
締結福祉事業	①お引越し割引サービス	(事業者) 日本通運株式会社
	②葬儀支援サービス	株式会社全国儀式サービス

◎ 入会申込書は、当連盟のホームページからもダウンロードできます。

◎ 年金支給開始年齢の引上げで定年退職後すぐに年金を受給されない方は、準会員として加入することができます。ただし、宿泊利用助成や慶弔等の一部の事業については、ご利用できません。なお、正会員の資格を満たしたときには、正会員へ切り替えられます。

問い合わせ 一般社団法人 富山県市町村職員年金者連盟 TEL 076-442-5131

共済貯金の払戻日予定表（年利1.0%）

* 貯金払戻・解約請求書は、各市町村等共済組合事務担当課を通して、締切日の午前中までに共済組合**必着**とします。（各市町村等共済事務担当課で締切日を設けてありますのでご確認ください。）

* 払戻金額は1,000円単位です。

* 所定の「貯金払戻通知書」により「臨時積立」として随時任意額（10,000円単位）を積立できます。

ATM、ネットバンキング、郵便局からの振込はできません。ご注意ください。

◀●印は払戻日、□印は請求書の提出締切日▶

1月							2月							3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4							1							1
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	2	3	4	5	6	7	8
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	9	10	11	12	13	14	15
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	16	17	18	19	20	21	22
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28		23	24	25	26	27	28	29
														30	31					

★「R6年9月～R7年8月の払戻日予定表」は共済組合ホームページ（<https://www.toyama-ctvkyo.or.jp>）をご覧ください。

* 新規申込は随時受付けています。各市町村等共済組合事務担当課へお問合せください。

グリーンビュー立山からのお知らせ

今回の「特別クーポン券」の利用期間は冬・春です。

利用期間：令和7年2月1日(土)～令和7年4月25日(金)まで

組合員及びそのご家族の皆様は、当館へご宿泊の際、本ページに掲載の「冬・春限定特別クーポン券」を切り取ってお持ちくださいますとお得な割引が受けられます。なお、1月31日までのご利用の場合は、共済だより令和6年10月号の「秋・冬限定特別クーポン券」をお持ちください。

平日利用でもっとお得な「平日割引加算クーポン券」をご提供。

利用期間：令和7年2月2日(日)～令和7年4月25日(金)まで

平日に、「宿泊利用助成券」5,000円引きに加え、本ページに掲載の「冬・春限定特別クーポン券」2,000円引きと「平日割引加算クーポン券」1,000円引きを併せてご利用いただくことで、通常料金より8,000円引き(大人)となります。

今回のお得なクーポン券が利用できる!おすすめ季節限定プラン

冬・春限定 特選会席

2月までは冬限定特別プランの大人気「特選かに会席」がおすすめ。3月からは春限定特別プランの「とやま和牛と桜鯛会席」で富山の酒粕を食べて育った「A5ランク肉」と春を代表するお魚「桜鯛」をご堪能ください。



「特選かに会席」
1月・2月

料理写真はイメージです。



「とやま和牛と桜鯛会席」
3月・4月

料理写真はイメージです。

組合員様限定 歓送迎会プラン

3月8日(土)から4月25日(金)まで組合員の皆様の歓送迎の会食を対象に特典付き「歓送迎会プラン」をご用意します。当館の全ての宿泊プラン「選べる会席プラン」「季節限定特選会席」を本ページ掲載のクーポン券でお得に楽しめます。日帰り会食には、当館のランチ「旬彩富山御膳」と温泉「千寿の湯」が「ランチ&温泉用クーポン券」でお得に楽しめます。

「歓送迎会プラン」「ランチ&温泉用クーポン券」の詳細は今月号のチラシ(保養所「グリーンビュー立山」)参照

お問い合わせ先 保養所HP <https://www.greenview-t.com> TEL: 076-482-1716

スタッフ一同、皆様のお越しを心からお待ちしております。

グリーンビュー立山

冬・春限定特別クーポン券

有効期間：令和7年2月1日(土)～4月25日(金)まで

助成金額 (お一人様) **2,000円 (大人) 1,000円 (小学生)**

利用年月日 令和7年 月 日

助成金額 2,000円 × 人 = 円
1,000円 × 人 = 円

所属所名 組合員氏名

- 宿泊利用のみ使用できます。
- 組合員およびその家族のみ使用できます。
- 本券をチェックイン時にフロントに提出してください。
- 本券1枚で8名様までご利用できます。
- 通常の「利用助成券」と併用できます。
- 75歳以上の組合員は割引クーポンをご利用できません。

富山県市町村職員共済組合

グリーンビュー立山

平日割引加算クーポン券

有効期間：令和7年2月2日(日)～4月25日(金)までの平日

助成金額 (お一人様) **1,000円 (大人のみ)**

利用年月日 令和7年 月 日

助成金額 1,000円 × 人 = 円

所属所名 組合員氏名

- 平日宿泊利用のみ使用できます。(土曜日、祝前日使用不可)
- 組合員およびその家族のみ使用できます。
- 本券をチェックイン時にフロントに提出してください。
- 本券1枚で8名様までご利用できます。
- 通常の「利用助成券」「冬・春限定特別クーポン券」と併用できます。
- 75歳以上の組合員は割引クーポンをご利用できません。

富山県市町村職員共済組合

「生活年金プラン」からのお知らせ

～令和7年3月末退職予定の皆さまへ～

1. 「生活年金プラン」退職後継続のご案内

在職中に「生活年金プラン」に加入されていれば、「障害給付プラス5」「医療保障保険（基本型、充実型、先進医療・治療支援型）」「三大疾病支援特約制度」を退職後も保険年齢69歳まで継続いただけます。（「リビングケア」「長期収入サポート」「短期収入サポート」は継続いただけません）

なお、「退職後継続保障制度」は70歳で契約満了となります。

- ※「生活年金プラン」「障害給付プラス5」「医療保障保険（基本型、充実型、先進医療・治療支援型）」「三大疾病支援特約制度」の保険期間満了日はご加入者（被保険者）が更新日時時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。
- ※「退職後継続保障制度」の保険期間満了日は、ご加入者（被保険者）が保険期間中に満期年齢（保険年齢）をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時時点で満期年齢（保険年齢）に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

<退職後継続取扱いのポイント>

① 在職中と同じくスケールメリットを活かしたお手頃な保険料で継続いただけます

健康状態にかかわらず、退職日直前まで加入されていた制度を退職後も団体扱で継続いただけます。

- ※ 継続加入を希望される場合は在職中に各制度へ加入されていることが条件となります。
- ※ 在職中に加入されている制度以外に新規加入いただくことや、保障を増額することはできません。また、おさまは継続いただけません。

② 保険料の払込は月払（口座引落し）となります

ご指定いただいた登録口座より、保険料を毎月引落しいたします。退職後継続は6月1日開始となることから、4月・5月は在職時の制度が継続されます。そのため、口座引落しが開始されるまでの4月・5月保障分の保険料を各所属所へ納付いただく必要があります。また、退職後の事務取扱い（保険料の口座振替、各種資料発送等）は、収納代行会社（株）日本共同システム）が行ないます。事務手数料として別途月額385円を引落しいたします。

③ 配当金の還付対象となります

在職中と同様に剰余金が生じた場合は配当金としてお返しいたします。

- ※ 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。
- ※ 配当金が還付されるのは「生活年金プラン」「障害給付プラス5」「医療保障保険（基本型）」です。
- ※ 「生活年金プラン」「障害給付プラス5」「医療保障保険（基本型）」は別々に収支計算を行ないます。



2. 退職後終身医療保険のご案内

在職中に「医療保障保険（基本型、充実型、先進医療・治療支援型）」にご加入の方は退職後終身医療保険へ移行（加入）できます。

- ※退職後継続と退職後終身医療保険への移行（加入）は重複できません。
- ※今後の環境の変化等により取扱内容（販売休止を含む）を変更させていただく可能性があります。
- ※退職後終身医療保険の商品内容等については、引受保険会社（明治安田生命保険相互会社）の担当部署までご連絡ください。

3. 一時払退職者傷害保険のご案内（「生活年金プラン」にご加入されていない方を含む）

ご退職後の生活上のリスクを補償する「一時払退職者傷害保険」をご案内いたします。

<「一時払退職者傷害保険」のポイント>

- ① ケガによる入院・通院・手術等や賠償責任を補償します（保険期間は10年）
- ② 保険料の払込は一時払です

◆お問い合わせ先

【制度内容に関するお問い合わせ先】

富山県市町村職員共済組合 保険事務取扱（有）富山共済サービス 住所：〒930-0871 富山県富山市下野995-3

TEL：076-444-7930 FAX：076-444-7931（受付時間 9:00～17:00 除土日・祝日）

【その他のお問い合わせ先】

明治安田生命保険相互会社 中部公法人部北陸公法人営業推進部 住所：〒920-0869 石川県金沢市上堤町2-37金沢三栄ビル3階

TEL：076-231-3240 FAX：076-260-4640（受付時間 9:00～17:00 除土日・祝日）

◎ 制度内容詳細等についてはパンフレットをご一読ください。また、退職後継続の詳細はご退職前に配付させていただく「退職後継続のご案内」を参照ください。

当資料に記載の各制度の正式名称

生活年金プラン：年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】 障害給付プラス5：年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】 退職後継続保障制度：リビングニーズ特約付、代理請求特約【Y】付集団無配当定期保険【II型】【生命保険】 医療保障保険（基本型）：短期入院特約付家族特約付医療保障保険（団体型）【生命保険】 医療保障保険（充実型）：代理請求特約【Y】付集団無配当長期保険【生命保険】 医療保障保険（先進医療・治療支援型）：家族特約付治療支援特約付先進医療給付特約無配当団体医療保険【生命保険】 三大疾病支援特約制度：三大疾病保障特約付、がん・認知症特約付、リビングニーズ特約付、代理請求特約【Y】付 集団無配当特定疾病保障定期保険【II型】【生命保険】 リビングケア：天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険（青年アクティブ型）【損害保険】 長期収入サポート：精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】 短期収入サポート：精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】